

ID: 26

担当部署: 教育委員会事務局 学校教育部 打出教育文化センター

<p><b>処分の概要</b></p>	<p>使用料の徴収</p>		
<p><b>例規名 根拠条項</b></p>	<p>芦屋市立打出教育文化センター条例 第6条第1項</p>		
<p><b>例規番号</b></p>	<p>平成2年条例第21号</p>		
<p><b>【根拠条文】</b>                  (使用料)                  第6条 会議室を使用しようとする者は、別表に定める使用料を納めなければならない。                  2 前項に定める使用料は、教育委員会規則で定めるところにより減額し、又は免除することができる。                  3 既に納めた使用料は、返還しない。ただし、特別の理由がある場合は、教育委員会規則で定めるところにより、その全部又は一部を返還することができる。</p> <p><b>【基準】</b>                  根拠条文に同じ。</p>			
<p><b>備考</b></p>			
<p><b>設定年月日</b></p>	<p>平成 28 年 4 月 1 日</p>	<p><b>最終変更年月日</b></p>	<p>年 月 日</p>

ID: 29

担当部署: 教育委員会事務局 学校教育部 打出教育文化センター

処分の概要	目的外使用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	芦屋市立打出教育文化センター条例 第8条		
例規番号	平成2年条例第21号		
<b>【根拠条文】</b> (目的外使用許可の取消し) 第8条 前条各号のいずれかに該当するときは、使用者に対し使用の許可を取り消し、又は使用を停止し、若しくは退去を命ずることができる。			
<b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日